

意見案第2号

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び富良野市議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第13条の規定により提出する。

平成26年9月18日

提出者 富良野市議会議員 岡野孝則 ㊟

賛成者 同 渋谷正文 ㊟

同 同 広瀬寛人 ㊟

同 同 今利一 ㊟

同 同 大栗民江 ㊟

同 同 萩原弘之 ㊟

同 同 日里雅至 ㊟

—提出先— 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源としての目的税から普通税へ変更されたことで、平成23年3月末をもって課税免除措置が廃止される予定となっていたが、索道事業者等からの強い要望により、3年間の延長措置が認められ、平成27年3月末での適用期限を迎えることとなる。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使う圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧される。

本市におけるスキー場においても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するために雪面整備に圧雪車等を使用しており、利用者の減少等厳しい環境にあるスキー場の経営維持に軽油引取税の免除措置は不可欠なものとなっている。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者等の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年9月25日

富良野市議会